

釧路市危険物安全協会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、釧路市危険物安全協会という。

(組織)

第2条 本会は、危険物施設及びその他これに類する施設で本会の趣旨に賛同した事業所の所有者、管理者又は占有者(以下「会員」という。)をもって組織する。

(事務局)

第3条 本会の事務局を釧路市消防本部予防課に置く。

第2章 目的

(目的)

第4条 本会は、危険物及び危険物施設からの発災を予防し、施設の改善及び防火管理の徹底を図るとともにこれらに起因する災害の絶無を図り、もって社会公共の福祉に寄与し、あわせて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3章 会員

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、別に定める様式により会長に届出、承認を受けるものとする。

(部会)

第6条 本会の事業を円滑に推進するために次の部会を置く。

- (1) 油槽所部会
油槽所及びこれに準じる事業所をもって組織する。
- (2) タンクローリー部会
危険物の移送を業とする事業所及びこれに準じる事業所をもって組織する。
- (3) 給油取扱所部会
給油取扱所及びこれに準じる事業所をもって組織する。
- (4) 一般取扱所部会
工場等において危険物輸を貯蔵又は取り扱う事業所をもって組織する。
- (5) 灯油販売所部会
灯油等を小売りし販売する事業所をもって組織する。
- (6) 塗料販売所部会
塗料等を販売する事業所をもって組織する。
- (7) 点検整備等事業所部会
同条(1)から(6)及び(8)に定める部会以外の事業所をもって組織する。
- (8) 自家用給油取扱所部会
自家用給油取扱所及びこれに準じる事業所をもって組織する。

(退 会)

第7条 本会を退会しようとする者は、別に定める様式により会長に届け出るものとする。

第4章 事業

(事業)

第8条 本会は第4条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 当該事業所の防災に係わる調査、研究に関すること。
- (2) 危険物取扱者の指導育成に関すること。
- (3) 危険物取扱者の講習に関すること。
- (4) 防災についての講習会の開催、訓練の実施及び見学に関すること。
- (5) 危険物に関する消防情報の交換に関すること。
- (6) 火災予防の推進及び参加に関すること。
- (7) 優良会員等の表彰に関すること。
- (8) 会員の慶弔に関すること。
- (9) その他本会の目的達成に必要な事項。

第5章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 常任理事 8名 (各部会1名)
- (4) 理 事 20名以内
- (5) 会計監事 2名

(役員を選出)

第10条 役員を選出は次のとおりとする。

役員は改選前年度の最終役員会で選出し、総会にて承認を得る。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会務に従事し会長が事故ある時は会長の職務を代行するものとする。
- (3) 常任理事は会長及び副会長を補佐し、本会の事務を処理するとともに所属する部会の業務を統括する。
- (4) 理事は常任理事を補佐し、本会の事務を処理するとともに所属する部会の業務を処理する。
- (5) 会計監事は会計を監査する。

(任期)

第12条 役員の仕事は2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の役員に転任その他の理由により欠員を生じたときは、そのものの所属する部会の後任者をもって残任期間にこれをあてるものとする。ただし、所属部会より後任者が選出されない場合は、常任理事会でこれを選出すものとする。
- 3 会長、副会長、常任理事及び会計幹事に欠員を生じたときは、役員で互選し、その選任者をもって残任期間にこれをあてるものとする。

(顧問及び相談役)

第13条 本会に必要な応じて顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は会長の推薦により役員会の承認を得るものとする。
- 3 顧問及び相談役の任期は4ヶ年とする。

第6章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会、常任理事会及び部会とする。

(定期総会)

第15条 定期総会は毎年4月会長が招集する。

(臨時総会)

第16条 臨時総会において議決すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員総数の3分の1以上の者から請求があったとき。

(総会議決事項)

第17条 総会において議決すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 会則の改正に関すること。
- (4) 役員を選任に関すること。
- (5) その他必要な事項。

(議長)

第18条 第14条で定める会議の議長は会長とする。ただし、常任理事会については各部会選任の常任理事のうちから選出する。

(役員会の構成)

第19条 役員会は、会長、副会長、常任理事、理事及び会計幹事をもって構成する。

- 2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

(審議事項)

第20条 会長は必要の都度、役員を招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき議案。
- (2) 第8条に定める事業の計画・立案及びこれに関する事項。
- (3) その他会長が必要と認めた事項。

2 常任理事会議長は、必要の都度会長の承認を得て、常任理事会を招集し、次の事項を審議する。

- (1) 第8条に定める事業の実施及びこれに関する事項。
- (2) その他常任理事会議長が必要と認めた事項。

(議 決)

第21条 各会議は構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長が決する。ただし、総会については委任状の提出により会議の出席にかわることができる。

第7章 表彰

(表 彰)

第22条 表彰は次の定めるところにより行うものとする。

- (1) 本会の目的達成のため特に功績があり他の模範と認められること。
- (2) 事業所において別に定める年数以上勤務し精励恪勤よく職務に尽力、その成績優秀と認められる者。
- (3) 火災等の事故を防止し、又、事故発生の際適切な処置により被害の軽減に努めた者。

2 表彰は定期総会において行うものとする。

第8章 慶 弔

(慶 弔)

第23条 会長、顧問、参与及び事務局員の慶弔については別に定める基準により贈呈する。

第9章 会費及び会計

(経 費)

第24条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてるものとする。

(会 費)

第25条 本会の会費は年額とし、次の各号のとおりとする。

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 油槽所部会 | 20,000円 |
| (2) タンクローリー部会 | 15,000円 |
| (3) 給油取扱所部会 | 14,000円 |
| (4) 一般取扱所部会 | 14,000円 |
| (5) 灯油販売所部会 | 10,000円 |
| (6) 塗料販売所部会 | 7,000円 |
| (7) 点検整備等事業所部会 | 7,000円 |
| (8) 自家用給油取扱所部会 | 5,000円 |

2 会計年度途中において入会する場合の会費の納入は次のとおりとする。

- (1) 上半期（4月より9月）に入会したもの。 全額
- (2) 下半期（10月より3月）に入会したもの。 年額の2分の1とする。

(会計年度)

第26条 会計年度は毎年4月より始まり翌年3月31日をもって終わる。

第10章 雑 則

(細則の委任)

第27条 この会則の実施のための手続きについて必要な事項は細則で定める。

2 細則の制定又は変更は、役員会において決定する。

附 則

1 この会則は、昭和38年10月3日から施行する。

附 則

1 この会則は、昭和53年4月1日から施行する。

2 会則第22条第2項の表彰に関する年数計算は、旧釧路市危険物安全協会及び釧路市危険物施設等防災対策協議会並びに本会に入会した時点をもって起算点とする。

附 則

1 この会則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成29年4月1日から施行する。